

権利関係②③ 「委任」



1. 委任とは？
2. 委任者の義務は？
3. 受任者の義務は？
4. 委任の終了は？

1. 委任とは、他人に契約等の法律行為をすることを委託すること

＊ 頼む人～委任者

＊ 頼まれる人～受任者

2. 委任者の義務

①報酬支払い義務

原則～無償の契約

例外～特約で有償

②報酬の支払い時期

・履行割合型委任～後払い

・成果完成型の委任～その成果の引渡しと同時

③必要費用(経費等)～前払い

2. 委任者の義務 続き

- ④費用償還請求～事務処理にかかった+利息
- ⑤損害賠償義務～委任者の無過失責任

3. 受任者の義務

- ①善管注意義務
- ②自己執行義務～原則: **自ら執行**
例外: 復受任者の選任
(復代理人選任と同じ事由)
- ③**報告**義務～
 - ・委任者の**請求があった**とき
 - ・委任が終了したとき
- ④引渡し義務

4. 委任の終了

- ①終了事由：委任者～死亡・破産
受任者～死亡・破産・後見開始の審判
- ②当事者はいつでも告知で解除できる
但し、相手方が不利な時期、又は委任者が受任者の利益をも目的とする契約を解除した場合は、損害を賠償しなければならない
 - * 委任契約の解除の効果～将来に向かってのみ生じる(非遡及効)